

建築基準法等に関する取扱い集

(県内全域)

令和5年4月
(令和6年3月改訂)

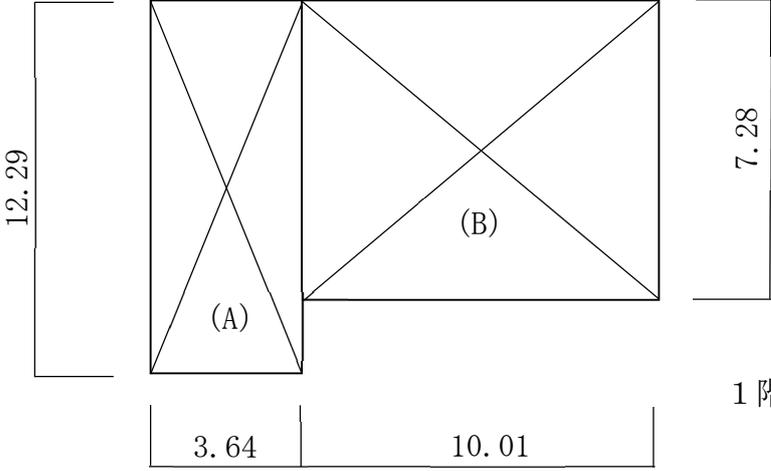
宮崎県建築行政連絡会議

本取扱い集について

- 1 この取扱い集は、建築基準法に係る具体的な取扱いをまとめ、建築主、設計者、工事監理者及び審査担当者等にとって、客観的に判断できるようとりまとめたものです。
- 2 今後、必要に応じて追加や見直しを行いながら、改訂を行う予定です。

目次

1	総則、定義等	
1-1	面積算定等における端数処理について	1
1-2	居室の取扱いについて	2
1-3	住宅展示場（モデルハウス）の用途について	2
1-4	ツリーハウスの取扱いについて	3
1-5	屋根のない野球場等の屋外観覧席の床面積の算定について	3
1-6	ビニールハウス等を用いた建築物の取扱いについて	4
1-7	グランピング施設の取扱いについて	5
1-8	工作物の高さの算定について	6
2	単体規定	
2-1	法第 22 条区域、防火地域及び準防火地域でのバルコニーの取扱いについて	7
2-2	建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合の取扱いについて	8
2-3	採光に有効な面積算定における 2 室を 1 室とみなす規定の適用について	9
2-4	外気に有効に開放されていないバルコニーを介した居室の採光について	10
2-5	排煙上有効な開口部（自然排煙口）の取扱いについて	11
2-6	平成12年建設省告示第1436号第 1 号、第 2 号及び第 3 号の同時適用について	12
2-7	任意に設けられた階段の構造について	13
2-8	居室を介する避難経路について	14
2-9	廊下への平成12年建設省告示第1436号第 4 号ニの適用について	15
2-10	浄化槽の人員算定で用途が複数ある場合の算定について	16
2-11	天井の高さが異なる場合の排煙口の有効な範囲について	17
3	集団規定	
3-1	敷地と道路との間の水路を占用した場合の敷地面積について	18
3-2	認知症高齢者グループホーム等の用途の取扱いについて	19
3-3	サービス付き高齢者向け住宅の用途の取扱いについて	20
3-4	法第 42 条第 2 項中の「崖地」の定義について	20
4	手続き関係	
4-1	建築物の位置の変更の取扱いについて	21
4-2	法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告の様式について	21

番 号	1 - 1	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
標 題	面積算定等における端数処理について		
取 扱	<p>(1) 面積算定時の小数点以下の数値については次のとおりとする。</p> <p>① 各階の床面積は小数点以下2位までを有効とし、3位以下は切り捨てとする。なお、計算の途中で、計算結果の省略はしないこと。</p> <p>② 延べ面積は、①で算定した各階の床面積の合計とする。</p> <p>③ その他の面積についても、小数点以下2位までとし、3位以下は切り捨てとする。</p> <p>(2) 建蔽率及び容積率は、小数点以下2位までを有効とし、3位以下を切り上げる。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(例1) 各階の床面積及び延べ面積の算定</p> <p>1階</p> <p>(A) $3.64 \times 12.29 = 44.7356$</p> <p>(B) $10.01 \times 7.28 = 72.8728$</p> <p style="padding-left: 100px;">$= 117.6084$ (ここで端数処理)</p> <p style="padding-left: 100px;">$= 117.60$</p> <p>2階 $\underline{\hspace{10em} = 117.60}$</p> <p>延べ面積 $\hspace{10em} 235.20$</p> <p>(例2) 建蔽率の算定</p> <p style="text-align: center;">53.58 m^2 (建築面積) $\div 204.33 \text{ m}^2$ (敷地面積) $\times 100 = 26.222287 \dots$</p> <p style="text-align: center;">$= 26.23\%$</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第2条第1項 ・ 昭和41年3月25日住指発第87号 		

番 号	1 - 2	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	居室の取扱いについて		
取 扱	<p>居室については、建築基準法の手引き P1-3 による他、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）の小規模なレントゲン室及びその操作室、暗室は、居室として取り扱わない。</p> <p>(2) ホテルや旅館の大浴場及びその脱衣室は、居室として取り扱う。家族風呂については、利用形態や規模等を勘案し判断する。</p> <p>(3) グループホームやデイサービスセンターの大浴場及びその脱衣室は、居室として取り扱う。</p> <p>(4) 荷捌き場、厨房及び更衣室は、常時人が使用するのであれば、居室として取り扱う。</p>		
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) は、検診台が5台程度の歯科医院や、耳鼻咽喉科医院等の無床診療所のレントゲン室を想定している。 		
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第2条第1項第4号 ・建築基準法の手引き P1-3 		

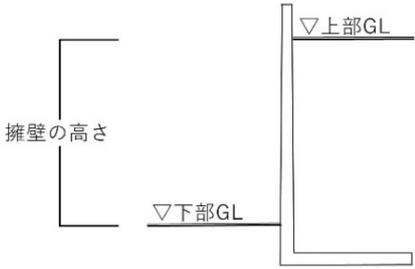
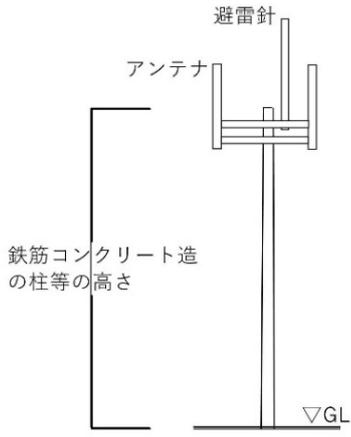
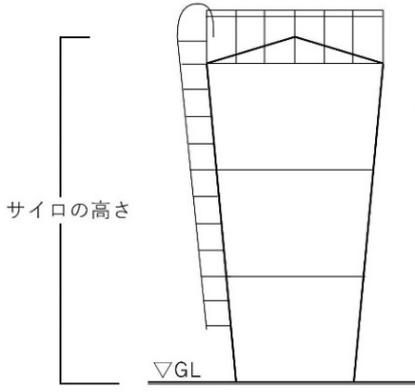
番 号	1 - 3	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	住宅展示場（モデルハウス）の用途について		
取 扱	住宅展示場のモデルハウスの主要用途は、事務所として取り扱う。		
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・展示場として取り扱わない。 ・分譲を目的として建設され、一時的にモデルハウスとして利用するものは、住宅として取り扱う。 		
関 係 法令等			

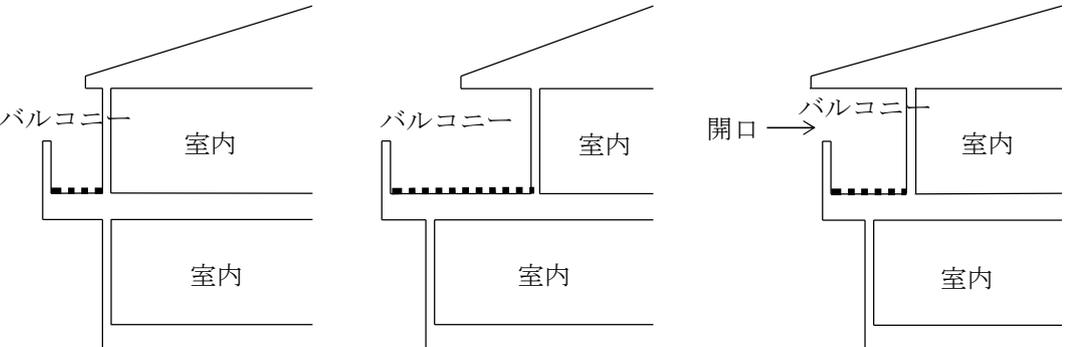
番 号	1 - 4	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	ツリーハウスの取扱いについて		
取 扱	樹木の上に小屋を設けたツリーハウスについては、原則として建築物及び工作物として取り扱わない。		
備 考	居住や宿泊、店舗等の用に供するものは建築物として取り扱う		
関 係 法令等	・ 令和3年6月29日国住指第1237号		

番 号	1 - 5	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	屋根のない野球場等の屋外観覧席の床面積の算定について		
取 扱	<p>昭和39年建設省住指発第26号「床面積の算定方法」のとおり、屋外観覧席は床面積に含むものとする。</p> <p>なお、屋外観覧席の床面積は、客席部分の水平投影面積で算定することとし、原則として通路も含めた全ての面積で算定する。</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第2条第1項第3号 ・ 昭和39年建設省住指発第26号 		

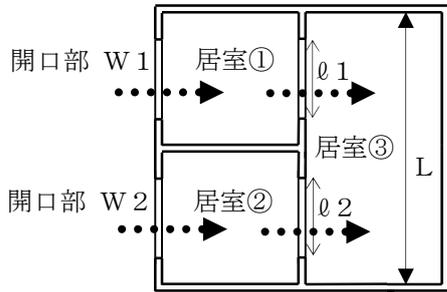
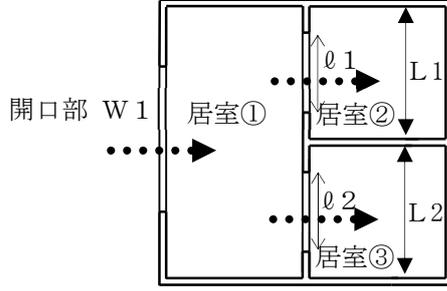
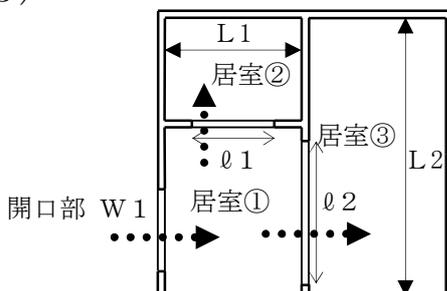
番 号	1 - 6	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	ビニールハウス等を用いた建築物の取扱いについて		
取 扱	<p>農作業を専用の目的とした、ビニール等で覆われたハウスについては、建築物とみなさない取扱いとしているところであるが、下記のいずれかに該当するものも、屋根等の土地の定着性が認められないことから、法第2条第1号に規定する建築物には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>なお、農作物などの販売に供する部分があり、不特定多数の利用が想定される場合は、これによらず、原則として建築物に該当し、建築基準法の規定が適用される。</p> <p>(1) 畜舎及び堆肥舎の用に供するもの 一般的な農業用ビニールハウス程度の構造（小径パイプ組み立て式）で造られるもので、ビニールの取り外しが容易であるもの</p> <p>(2) 養殖場及び養鰻場の用に供するもの (1)と同様、一般的な農業用ビニールハウス程度の構造（小径パイプ組み立て式）で造られるもので、ビニールの取り外しが容易であるもの。</p>		
備 考			
関 係 法令等	・ 法第2条第1号		

番 号	1-7	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	グランピング施設の取扱いについて		
取 扱	<p>グランピングのために利用者が宿泊等するテント工作物のうち、市販のテント等を利用するものの取扱いについて、下記のいずれかに該当するものは、屋根等の土地の定着性が認められないことから、法第2条第1号に規定する建築物には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>ただし、令第80条の2第2号の規定による膜構造等、外力を負担できる堅固な構造のものは建築物に該当し、本取扱いの対象とはしない。</p> <p>なお、建築物に該当しないものであっても消火器の設置などの防火に努め、消防部局や保健所等の関係機関と事前に協議を行うこと。</p> <p>(1) 上部（屋根に当たる部分）を天幕、ビニール等で覆ったもので、それらの材料が人力により容易に設置、取り外しできるもの。</p> <p>(2) 使用する場合に限り一時的に設置するテント等で、使用後は日常的に（原則毎日）撤去するもの。</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第2条第1号 ・令第80条の2第2号 		

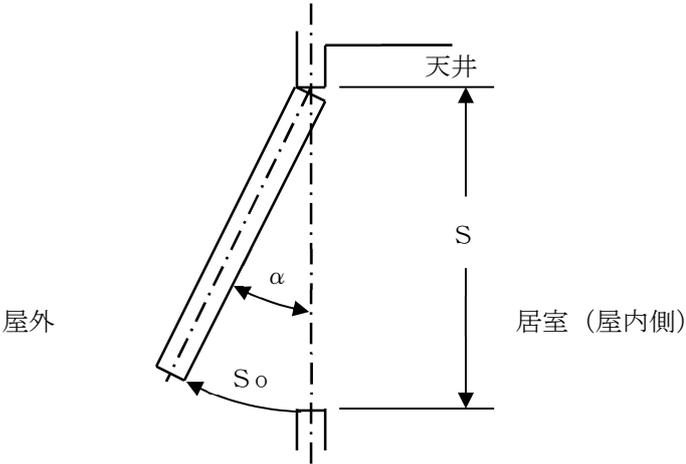
番 号	1 - 8	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
標 題	工作物の高さの算定について		
取 扱	<p>各工作物の高さは次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>擁壁の高さ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>高さは原則として、上部の地盤と下部の地盤との高低差とする</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>鉄筋コンクリート造の柱等の高さ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>避雷針、アンテナ等は高さに不算入</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>サイロの高さ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>メンテナンス用等の足場、配管等は高さに不算入</p> </div> </div>		
備 考			
関係法令等	・ 建築構造審査・検査要領－実務編 審査マニュアル－2018年版 P349		

番 号	2-1	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	法第 22 条区域、防火地域及び準防火地域でのバルコニーの取扱いについて		
取 扱	<p>下図において、屋根とみなされるバルコニーの部分については、法第 22 条及び第 62 条の規定に基づく屋根の性能が求められる。</p> <p>また、バルコニーの仕上げ材に平 12 建告第 1365 号の規定に適合していない防水材を用いる場合、次のいずれかを満たさなければならない。</p> <p>(1) 法第 68 条の 26 の規定に基づく性能を有するものとして大臣認定を取得したもの。</p> <p>(2) 保護モルタル等の不燃材料で覆われ、防水材が露出していないもの。</p> <p>(例 1 : 屋根とみなさない) (例 2 : 屋根とみなされる) (例 3 : 屋根とみなされる)</p>  <p>①バルコニーの下階に室がないため屋根とみなさない。</p> <p>②バルコニーの下階に室があるためバルコニーを屋根とみなす。</p> <p>③バルコニーに屋根があっても、開口に建具等がなく、外気に接している場合、バルコニーの下階に室があるため、バルコニーを屋根とみなす。</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 22 条、法第 62 条、法第 68 条の 26 ・ 令第 109 条の 8、令第 136 条の 2 の 2 ・ 平成 12 年建設省告示第 1361 号、平成 12 年建設省告示第 1365 号 		

番 号	2-2	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合の取扱いについて		
取 扱	<p>住宅に設ける十分に外気に開放された局所的なテラス、バルコニー（床面積に算入されないものに限る。）は、専ら屋内的用途に供されるおそれがないことから、建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）の「建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合（P160）」の取扱いにおいては、第二号「不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途」に該当するものとして取り扱う。この場合は、平28国交告第693号第2の規定により、屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものである必要があるので留意すること。</p> <p>ただし、法第27条又は第61条に適合させなければならない住宅に設けるテラス等については、当該規定に適合させること。</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第22条、法第27条、法第61条、法第62条 ・令第109条の8、令第136条の2の2 ・平成28年国土交通省告示第693号 		

番 号	2-3	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	採光に有効な面積算定における2室を1室とみなす規定の適用について		
取 扱	<p>下図のような3室が接続されている場合、居室①+②+③の床面積に対し、開口部（W1（又はW1+W2））で必要な採光が確保されれば、連続する2室又は3室を1室とみなし、法第28条第4項の規定を準用する。</p> <p>なお、接続する居室間の開口部の幅（ℓ）は、2室目の間口幅（L）の2分の1以上とし、かつ、随時開放できるふすま・障子等とする必要がある。</p> <p>(例1)</p>  <p>W1及びW2：採光上有効な開口部 A：採光補正係数 ℓ：接続する居室間の開口部 L：2室目の間口幅</p> $(居室①+②+③) \times 1/7 \leq (開口部 W1+W2) \times A$ $(\ell 1+\ell 2) \geq L \times 1/2$ <p>(例2)</p>  $(居室①+②+③) \times 1/7 \leq 開口部 W1 \times A$ $\ell 1 \geq L 1 \times 1/2$ $\ell 2 \geq L 2 \times 1/2$ <p>(例3)</p>  $(居室①+②+③) \times 1/7 \leq 開口部 W1 \times A$ $\ell 1 \geq L 1 \times 1/2$ $\ell 2 \geq L 2 \times 1/2$		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第28条第1項 ・2022年度版 基準総則・集団規定の適用事例 P125 		

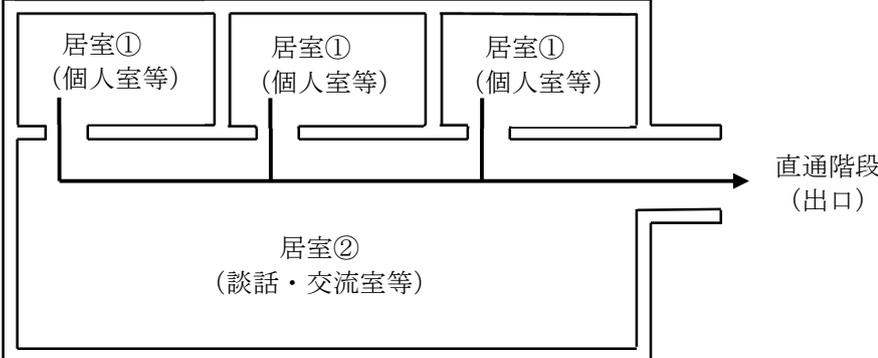
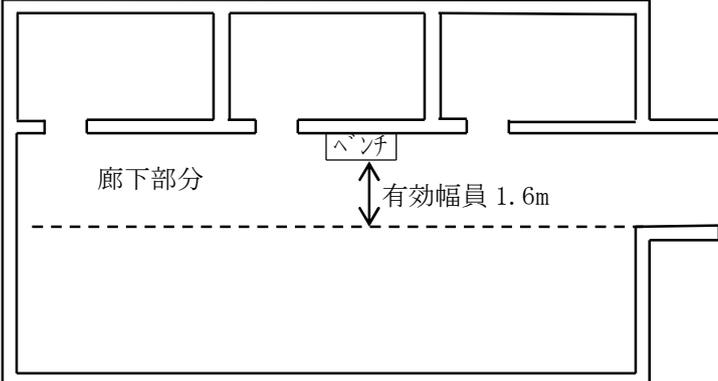
番 号	2 - 4	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	外気に有効に開放されていないバルコニーを介した居室の採光について		
取 扱	<p>外気に有効に開放されていないバルコニーを介した居室の採光計算は、次のとおり取り扱う。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>$b < 900\text{mm}$の場合 W (窓面積) $= a \times c$ A (採光補正係数) $= d/h \times \alpha - \beta$</p> <p>$b \geq 900\text{mm}$の場合 W (窓面積) $= a \times c$ A (採光補正係数) $= (d/h \times \alpha - \beta) \times 0.7$</p>		
備 考			
関 係 法令等	・ 法第 28 条第 1 項、令第 20 条		

番 号	2 - 5	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	排煙上有効な開口部（自然排煙口）の取扱いについて		
取 扱	<p>横滑り出し窓、突き出し窓における排煙上有効な開口部の開口面積は、$S_o = \sin \alpha \times S$ とする。</p>  <p style="text-align: center;">※ α は最大開口角度</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）」 P78 ・「建築設備&昇降機」日本建築設備・昇降機センター ・「建築設備設計・施工上の運用指針 2013 年度版」講習会 質問及び回答 		

番 号	2-6	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日																																																																						
表 題	平成12年建設省告示第1436号第1号、第2号及び第3号の同時適用について																																																																								
取 扱	<p>令第126条の2第1項第5号に基づく平12建告第1436号第1号、第2号及び第3号について、各号の基準をそれぞれ満たす場合には、同一防煙区画に対し同時に適用できるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">令126条の3第1項</th> <th colspan="3">平12建告第1436号</th> </tr> <tr> <th>第1号</th> <th>第2号</th> <th>第3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>500 m²の防煙区画</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>風道等の不燃</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>排煙口までの距離等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●*</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>手動開放装置</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>手動開放装置の高さ等</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>排煙口の常時閉鎖等</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>排煙風道の構造等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>排煙機の設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>排煙機的能力</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>予備電源</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第11号</td> <td>中央管理室</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第12号</td> <td>昭45建告第1829号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[凡例] ○：政令の基準が適用される ●：告示の基準による ※：令126条の3第1項の第3号中、排煙口の壁における位置に関する規定のみ告示の基準による</p>					令126条の3第1項		平12建告第1436号			第1号	第2号	第3号	第1号	500 m ² の防煙区画	○	●	○	第2号	風道等の不燃	○	○	○	第3号	排煙口までの距離等	○	○	●*	第4号	手動開放装置	●	○	○	第5号	手動開放装置の高さ等	●	○	○	第6号	排煙口の常時閉鎖等	●	○	○	第7号	排煙風道の構造等	○	○	○	第8号	排煙機の設置	○	○	○	第9号	排煙機的能力	○	●	○	第10号	予備電源	○	○	○	第11号	中央管理室	○	○	○	第12号	昭45建告第1829号	○	○	○
令126条の3第1項		平12建告第1436号																																																																							
		第1号	第2号	第3号																																																																					
第1号	500 m ² の防煙区画	○	●	○																																																																					
第2号	風道等の不燃	○	○	○																																																																					
第3号	排煙口までの距離等	○	○	●*																																																																					
第4号	手動開放装置	●	○	○																																																																					
第5号	手動開放装置の高さ等	●	○	○																																																																					
第6号	排煙口の常時閉鎖等	●	○	○																																																																					
第7号	排煙風道の構造等	○	○	○																																																																					
第8号	排煙機の設置	○	○	○																																																																					
第9号	排煙機的能力	○	●	○																																																																					
第10号	予備電源	○	○	○																																																																					
第11号	中央管理室	○	○	○																																																																					
第12号	昭45建告第1829号	○	○	○																																																																					

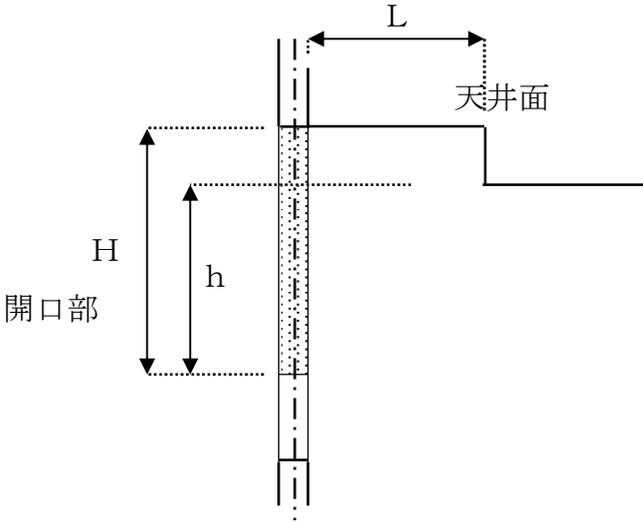
	<p style="text-align: center;">工場における告示第1号から3号までの同時適用例</p> <p>天井から 80cm 排烟口</p> <p>防煙区画が 500 m² を超える場合【2号】 (劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分)</p> <p>常時開放状態の排烟口 (カマリ等) 【1号】</p> <p>防煙壁の下端以上 【3号】</p> <p>開口部</p> <p>排烟上有効 h ≥ 3m 天井高さ 【2・3号】</p> <p>2.1m以上かつ h/2 以上 【3号】</p>
備考	
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第126条の2 ・ 平成12年建設省告示第1436号 ・ 「建築設備設計・施工上の運用指針2013年度版」講習会 質問及び回答

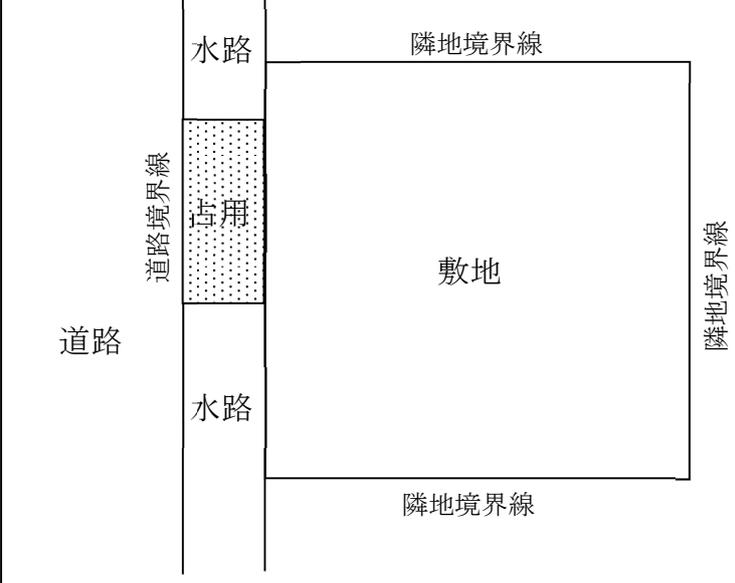
番号	2-7	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表題	任意に設けられた階段の構造について		
取扱	<p>令第23条から第25条までに規定する階段の構造は、原則として任意に設けられた階段（階に算入されないロフト（倉庫）に通ずる階段等）についても、適用する。</p> <p>ただし、令第27条に規定する特殊の用途に専用する階段や、非常災害時における避難のために設けられた階段など、日常使用されないものにあつては、この限りではない。</p>		
備考			
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第36条 ・ 令第23条、令第24条、令第25条、令第27条 		

番 号	2 - 8	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	居室を介する避難経路について		
取 扱	<p>老人ホームなどでは、図1のように居室①に接して居室②が設けられ、本来ならば廊下であるべき部分と居室の部分が明確に区別しにくい計画が多くあるが、この場合、図2のように、令第119条における廊下の幅を確保する必要がある。</p> <p>なお、廊下にあたる部分については、避難経路を明確にするなど、利用者が認識できる仕上げとするよう努めること。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図1</p>  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>図2</p>  </div>		
備 考			
関 係 法令等	・令第119条		

番 号	2-9	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	廊下への平成12年建設省告示第1436号第4号ニの適用について		
取 扱	<p>廊下は室として取り扱い、平12建告第1436号第4号ニ(1)又は(2)を適用することができるが、この場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原則として、廊下と居室を同一防煙区画とすることはできない。</p> <p>(2) 廊下と階段部分は、防火戸又は防煙壁で区画すること。</p> <p>(3) 平12建告第1436号第4号ニ(2)の規定は床面積100㎡以下の室に適用するものであるため、100㎡以上の廊下を100㎡以下ごとに防煙壁で区切ることによる本規定の緩和は受けられない。</p> <p>(4) 避難安全検証法の適用対象建築物でない病院、診療所及び児童福祉施設等においても、避難経路となる廊下は、室として取り扱うことができるが、避難上の弱者がいる場合には、排煙設備を設けるなど、配慮した計画とするよう努めること。</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・令第126条の2 ・平成12年建設省告示第1436号、平成12年建設省告示第1440号 ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版) P83 		

番 号	2-10	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	浄化槽の人員算定で用途が複数ある場合の算定について		
取 扱	<p>処理対象の人員算定については、各々の用途で計算し、合算した数値の小数点以下を切り上げて人員を算出する。</p> <p>(例1)</p> <p>2階 診療所 (109.36 m²) n = 0.19A 1階 幼稚園 (園児50人、先生等14人) n = 0.20P 1階 公衆便所 (小便器数3、大便器数5) n = 16C</p> $n = 0.19A + 0.20P + 16C$ $= 20.7784 + 12.8 + 128$ $= 161.5784$ <p>→ 162人</p> <p>(例2)</p> <p>2階 住宅 (140.00 m² ただし使用人員は2人) n = (7+2) ÷ 2 1階 事務所 (厨房設備無/140.00 m²) n = 0.06A</p> $n = 0.06A + (7+2) \div 2$ $= 0.06 \times 140.00 + 5 ((7+2) \div 2 = 4.5 \rightarrow 5)$ $= 8.4 + 5$ $= 13.4$ <p>→ 14人</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和44年建設省告示第3184号 ・宮崎県浄化槽指導要領第4条 		

番 号	2 - 1 1	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
標 題	天井の高さが異なる場合の排煙口の有効な範囲について		
取 扱	<p>天井の高さが異なる場合の排煙口の有効な範囲は、下図によることを原則とする。</p>  <p>$L \geq 80\text{cm}$ の場合は、H を有効範囲とする。 $L < 80\text{cm}$ の場合は、h を有効範囲とする。 なお、H、h ともに 80cm 以内とする。</p>		
備 考			
関 係 法令等	・新・排煙設備技術指針 1987年版 P148		

番 号	3 - 1	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	敷地と道路との間の水路を占用した場合の敷地面積について		
取 扱	<p>占用部分は敷地の一部であるが、敷地面積には算入しない。 なお、敷地と道路との間に水路等がある場合には、法第43条第2項第2号の許可の要否（接道要件の法適合性）について、事前に所管行政庁に確認すること。</p> 		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第43条 ・ 令第1条第1号 		

番 号	3-2	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	認知症高齢者グループホーム等の用途の取扱いについて		
取 扱	<p>認知症高齢者グループホーム等の用途の取扱いは、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 認知症高齢者グループホームの取扱い</p> <p>① 老人デイサービスセンター等の老人福祉施設と併設され、施設計画上一体となっている場合には、「児童福祉施設等」に含まれる老人福祉施設として取り扱う。</p> <p>② 食堂・便所・台所・浴室等が1箇所又は数箇所に集中して設けられる計画となっている場合には、寄宿舍として取り扱う。</p> <p>③ 各住戸が独立していて、廊下・階段等の共用部分を有する計画である場合には、共同住宅として取り扱う。</p> <p>(2) その他のグループホームの取扱い</p> <p>障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくグループホーム(共同生活援助を行う住居)の取扱いについても、認知症高齢者グループホームと同様の取扱いとする。</p>		
備 考			
関 係 法令等			

番 号	3-3	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	サービス付き高齢者向け住宅の用途の取扱いについて		
取 扱	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」の用途の取扱いは、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 各専有部分に便所・洗面所・台所を備えているもの 老人福祉法における有料老人ホームへの該当・非該当に関わらず、「共同住宅」とする。</p> <p>(2) 各専有部分に便所・洗面所はあるが、台所を備えていないもの</p> <p>① 老人福祉法における有料老人ホームに該当するものは、「老人ホーム」とする。</p> <p>② 老人福祉法における有料老人ホームに該当しないものは、「寄宿舍」とする。</p>		
備 考			
関 係 法令等			

番 号	3-4	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
標 題	法第42条第2項中の「崖地」の定義について		
取 扱	<p>法第42条第2項中の「崖地」とは、原則として、高さ2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地）とする。</p>		
備 考			
関 係 法令等	・建築基準法質疑応答集第3巻 P3836		

番 号	4 - 1	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
標 題	建築物の位置の変更の取扱いについて		
取 扱	<p>建築物の位置の変更の取扱いについて、原則は計画変更だが、以下(1)、(2)のどちらにも該当する場合には「軽微な変更」として取り扱う。</p> <p>(1) 具体的な数値や図により検討しなくても、 建築基準関係規定に適合することが明らかな場合</p> <p>(2) 位置変更が500mm以内の場合 ただし、敷地面積や用途地域等を考慮して500mmを超えることができる。</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第3条の2第1項 ・平成29年3月15日国住指第4187号 		

番 号	4 - 2	運用開始年月日 改正年月日	令和6年4月1日
表 題	法第12条第5項の規定に基づく報告の様式について		
取 扱	<p>別添のとおりとする。</p> <p>ただし、宮崎市、都城市、延岡市、日向市で使用する場合は、事前に各行政庁へ問合せること。</p>		
備 考			
関 係 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第5項 		